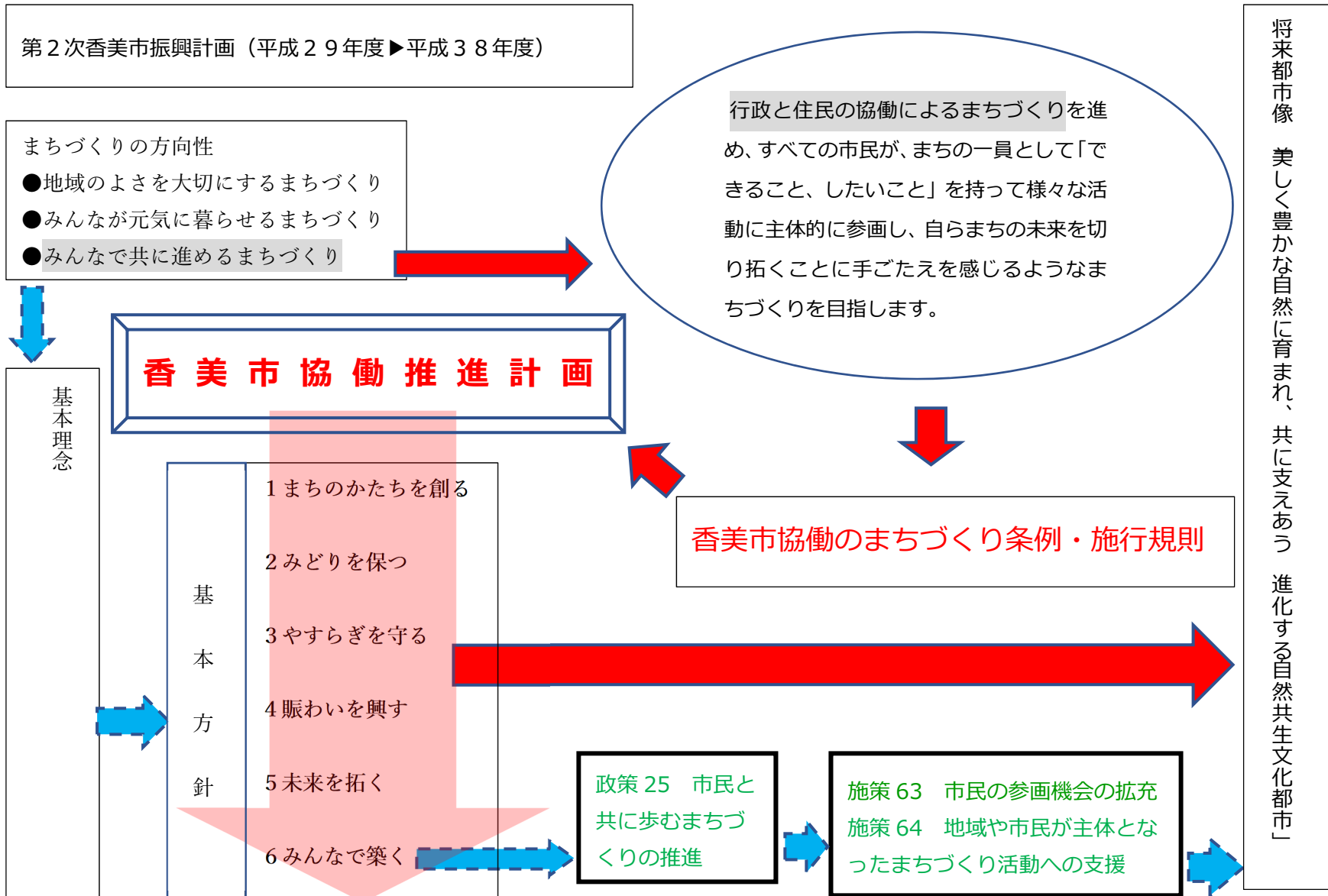





協働と協働のまちづくりについて

～協働推進計画策定に向けた基本フレーム等の共有～

- | | |
|----------------------------------|--------|
| 1・第2次香美市振興計画と協働推進計画（協働推進計画の位置付け） | p2～p3 |
| 2・香美市協働のまちづくり条例と協働 | p4 |
| 1) 協働とは | p5 |
| 2) なぜ協働のまちづくりなのか | p6 |
| 3) 協働の基本姿勢 | p7 |
| 4) 協働の領域と形態 | p8～p10 |

1・第2次香美市振興計画と協働推進計画



 の流れも  の流れも「みんなで共に進めるまちづくり」からスタートしていますが、現状の「行政と住民の協働によるまちづくり」に関する振興計画内の流れは  で示した通りで、協働に関しては政策 2 5 の施策 6 3、施策 6 4 に書き込まれているのみです。

今回のミッションは、協働推進計画の策定で必要な環境整備を行い、協働のまちづくりを全ての基本方針に適用し、住民自治と将来都市像の実現を目指すものです。

2・香美市協働のまちづくり条例と協働

○香美市協働のまちづくり条例

令和元年6月27日

条例第4号

私たちの香美市は、平成18年に土佐山田町、香北町及び物部村が合併して誕生した、美しく豊かな自然に育まれたまちである。

本市は、日本三大鍾乳洞の一つである龍河洞、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム及び奥物部山岳地帯など多くの観光資源にも恵まれている。

本市のまちづくりの目標や行動規範として制定された香美市市民憲章の前文には、先人が築き上げた尊い文化や伝統を受け継ぎ、人々が愛と勇気を心に持ち、誰もが幸せを感じられるまちづくりを目指すことが謳われている。

その実現のためには、市民と市が情報を共有し、それぞれの役割を認識するとともに、相互に補完し合いながら協働でまちづくりを進めていく必要がある。

より多くの市民がまちづくりの主役として参画し、その感性や経験がまちづくりに活かされる環境の実現を目指し、ここに香美市協働のまちづくり条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民の参画を促進し、住民自治の実現を図ることを目的とする。

1) 協働とは

協働の定義

まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、**対等な立場**で**相互に補完**しながら共に行動することをいう。(条例第2条(4))

○まちづくり

地域住民が共同で、あるいは地方自治体と協力して、「まち」という社会的な共有資産を、住みよく魅力あるものに創り上げていく諸活動。

道路や施設などのハード面の整備だけでなく、身近な居住環境を改善し、地域の魅力や活力を高める、「空間づくり」、「環境づくり」、「ルールづくり」、「イベントづくり」、「生業づくり」、健康、福祉、教育、文化、コミュニティの形成など広範なソフト面の領域を含む。

○対等な立場

同じ目的を持つ当事者として、それぞれの間**に優劣や高下などの差がないこと。**

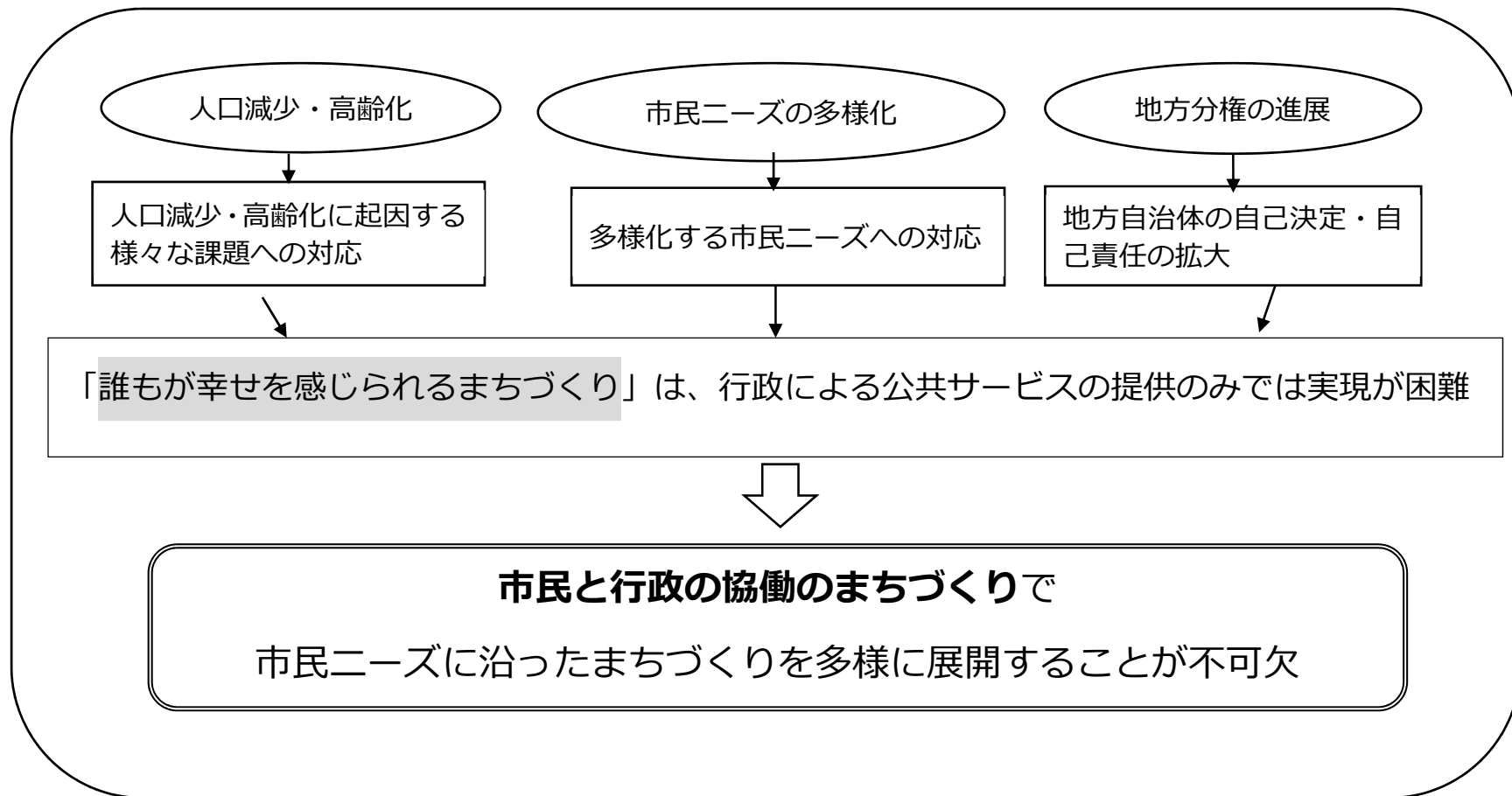
○相互に補完

それぞれの属性や考え方の違い等について**共通認識**を持ち、目的達成に向けて補い合うこと。

○住民自治 (条例第1条)

自治体の政治や行政を地域住民の意志と責任に基づいて行うこと。

2) なぜ協働のまちづくりなのか



人口減少に起因する様々な課題や多様化する市民ニーズへの対応、地方分権の進展による地方自治体の自己決定権・自己責任の拡大といった状況の中で、住民自治の実現に向けては、より多くの市民がまちづくりの当事者として参画し、市民ニーズに沿ったまちづくりが多様に展開されることが求められ、市民と行政による協働のまちづくりが欠かせません。

3) 協働の基本姿勢

①情報の公開・共有

それぞれの持つ情報を公開し共有すること。

②対等な立場

同じ目的を持つ当事者として、それぞれの間に関係や高下などの差がないこと。

③相互理解

お互いの属性や考え方の違い等を分かり合うこと。

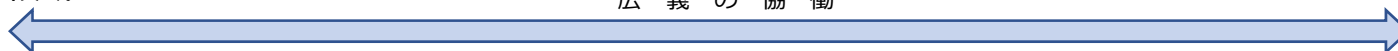
④役割分担

相互理解に基づいた相互補完を原則とするということ。

4) 協働の領域と形態

○協働の領域

広義の協働



	市民主体	市民主導	協力(市民・行政)	行政主導	行政主体	
		(公共サービスにおける協働)			(参画)	
	市民が責任をもって独自に活動する領域	市民が主導し、市が協力・支援して活動する領域	市民と市がお互いの特性を活かし、協力し合いながら活動する領域	市が主導し、市民が協力して活動する領域	市の政策策定・評価時に市民が参画する領域	市が責任をもって独自に活動する領域
協働の形態	自治会と防災会が協働 企業と自治会が協働 社協と住民が協働	補助・助成 後援 実行委員会 事業協力 情報共有	共催 実行委員会 事業協力 情報共有	委託 指定管理 実行委員会 事業協力 情報共有	参画 住民提案	(例) ・各種公共事業 ・施設整備事業 ・行政処分 (許認可、賦課徴収、給付等) ・内部管理事務 (人事、庶務・経理等)
事業(例)	・防災訓練 ・花いっぱい運動	・地区公民館事業 ・姉妹都市交流 ・集落活動センター ・地域活性化総合補助金	・ものづくり会議 ・芸術祭 ・コミュニティスクールの推進	・秦山公園子ども の広場等管理 ・集会所指定管理 ・総合防災訓練 ・広報発行	・各種委員会 ・審議会等 ・パブコメ	

市民と市の協働には、それぞれの関わりの度合いにより、5つの領域が考えられます。このうち市民と市が公共サービスの提供において協働する領域は、市民主導、協力、行政主導の三つの領域です。また、広義の協働では、狭義の協働としては行政が関わらない市民主体の部分と、情報共有、政策・施策策定、政策・施策実施、政策・施策評価時における参画があります。

○サービス提供における取組形態

形態	内容	効果
補助・助成	市民が行う公益性の高い事業に対して、市が補助金や助成金を交付し、財政的な支援を行う形態です。	市民活動が充実するとともに、市民活動の自主性・自立性が尊重されます。
後援	市民が主催者として実施する事業に対して、市がその趣旨に賛同し、名義の使用許可を行う形態です。	事業に対する理解や関心、社会的信頼度を増すことができます。
共催・実行委員会	共催は、市民と市がともに主催者となって一つの事業を行う形態です。実行委員会は、市民と市で構成される実行委員会が主催者となって、事業を行う形態です。	事業の企画段階から話し合いを重ね、お互いの役割・責任分担を明確にして事業を実施することができます。
委託・指定管理	委託は、市が責任を持って担うべき事業をより効果的に実施するため、優れた特性を持つ市民に契約によって委ねる形態です。 指定管理は、市の所有する公共施設をより効果的に管理・運営するため、優れた特性を持つ市民に施設の管理・運営を委ねる形態です。	市にはない専門性や創造性が期待でき、きめ細かなサービスの提供が可能となります。
事業協力	市民と市が互いの特性を活かし、一定期間継続的な関係のもとで、協力して事業を行う形態です。	双方の特性が発揮でき、話し合いの機会が増えることでパートナーとの信頼関係が構築できます。
情報共有	市民と市がそれぞれの持つ情報を提供し合い、情報の共有化を図る形態です。	行政情報や地域の課題、市民の考えなどを的確に把握することができます。

市民と市との協働で事業を行う際は、それぞれの領域に応じて協働の形態を選択します。なお、各事業の属する領域は、今後の社会情勢等によって変わる可能性があるため、市民主体、行政主体の領域に関しても、市民と市はお互いに関心を持ちながら社会情勢を注視する必要があります。

